

第4章 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

本制度が施行された昭和26年12月から令和3年度末までに、1,163件の意見照会への回答事案等が終結している。令和3年度に係属した事案は、前年度から繰り越された5件と3年度に新たに受け付けた10件の計15件であり、このうち8件が同年度中に処理され、残りの7件が翌年度に繰り越された（表2-4-1）。

表2-4-1 意見照会への回答等の処理件数

	令和4年3月末現在		(参考) 3年度 係属件数
	処理件数	3年度 処理件数	
総数（昭和26年から令和4年3月末までに終結したもの）	1,163	8	15
土地収用法に基づく事業認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （国土交通大臣）	1,149	7	14
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 国土交通大臣等）	256	0	0
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 都道府県知事）	19	0	0
収用委員会の裁決に対する審査請求に関する意見照会	874	7	14
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の使用又は収用の認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （防衛大臣）	2	0	0
鉱業法に基づく承認申請（公共施設等の周辺での鉱物掘採の際に必要な管理人の承諾に代わる経済産業局長の決定について） （経済産業大臣）	1	0	0
採石法に基づく承認申請（採石権の設定等及び採石権設定に代わる土地買取り等についての経済産業局長の決定について） （経済産業局長）	9	1	1
森林法に基づく森林から木材等を搬出する者の土地使用に関する都道府県知事の認可・裁定等の処分に対する不服申立てに関する意見照会 （農林水産大臣）	2	0	0

(注) 1 「事業認定に関する処分に対する審査請求」欄の「国土交通大臣等」は、土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。

2 駐留軍用地特措法に基づく土地等の使用又は収用に関しては、土地収用法第131条等の規定が適用される（駐留軍用地特措法第14条）。

3 森林法に基づく意見照会については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号、平成12年4月1日施行）により廃止。

第1節 令和3年度に係属した意見照会事案

令和3年度に係属した意見照会事案の概要は、次のとおりである。

1 公調委令和3年（イ）第1号事件

（道路改築工事及びこれに伴う道路付替工事事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路改築等事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、本件処分に係る一団の土地について、土地調書は疑義のあるものであり、審査請求人の所有を正確に反映していないことを理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人
- (3) 審査請求のあった日 令和元年10月30日
- (4) 意見照会の受付日 令和3年2月15日
- (5) 回答日 令和3年6月29日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

2 公調委令和3年（イ）第2号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、補償額、残地、代替地等の最終条件提示を起業者が怠ったまま、一方的に収用済に踏み切ったこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人
- (3) 審査請求のあった日 平成30年10月1日
- (4) 意見照会の受付日 令和3年2月15日
- (5) 回答日 令和3年9月7日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

3 公調委令和3年（イ）第3号事件

（鉄道事業及び道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、鉄道事業及び道路事業に係る土地収用法第47条の

2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人が、隣接する土地との境界に対する主張が不明裁決の対象とされなかったこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。

- (2) 審査請求人 土地所有者1人
- (3) 審査請求のあった日 令和元年8月8日
- (4) 意見照会の受付日 令和3年3月18日
- (5) 回答日 令和3年9月16日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

4 公調委令和3年（イ）第4号事件

（道路新設工事及びこれに伴う道路付替工事事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路新設工事及びこれに伴う道路付替工事に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、使用対象地の所有者である審査請求人が、本件土地の重要性及び水資源の存在が本件裁決では一切考慮されていないこと、本件事業ルートを経済合理性を処分庁が詳細に検討していないこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人
- (3) 審査請求のあった日 平成29年12月27日
- (4) 意見照会の受付日 令和3年3月25日
- (5) 回答日 令和3年10月6日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

5 公調委令和3年（イ）第5号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人らが、事業計画が虚偽であること、明渡しに関する損失の補償がないこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者1人、関係人1人及び1社
- (3) 審査請求のあった日 令和2年8月3日
- (4) 意見照会の受付日 令和3年3月25日

- (5) 回 答 日 令和3年10月28日
(6) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

6 公調委令和3年（イ）第6号事件

（道路新設工事及びこれに伴う道路付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事 案 の 概 要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、土地所有者の確定に係る違法があること、土地価格の評価に係る手続に違法があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審 査 請 求 人 土地所有者兼関係人1人
- (3) 審査請求のあった日 平成29年8月21日
- (4) 意見照会の受付日 令和3年8月6日
- (5) 回 答 日 令和4年3月30日
- (6) 回 答 内 容 土地所有者は審査請求人とすべきであるが、その余の本件審査請求は、理由がないものとする。

7 公調委令和3年（イ）第7号事件

（鉄道事業及び道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事 案 の 概 要 本件は、鉄道事業及び道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、移転先のない審査請求人の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利並びに居住及び移転の自由の権利を害し日本国憲法の諸規定に違反していること、本件事業は一部の企業や住民の利益にしかならず公共の福祉に当たらないこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (3) 審査請求のあった日 令和元年6月12日
- (4) 意見照会の受付日 令和3年8月6日
- (5) 回 答 日 令和3年12月21日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

8 公調委令和3年（イ）第8号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審 査 請 求 人 土地所有者兼関係人1社

(2) 審査請求のあった日 令和2年9月16日

(3) 意見照会の受付日 令和3年12月21日

9 公調委令和3年（イ）第9号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

(1) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人

(2) 審査請求のあった日 令和2年11月30日

(3) 意見照会の受付日 令和3年12月21日

10 公調委令和3年（イ）第10号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

(1) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人

(2) 審査請求のあった日 令和2年7月30日

(3) 意見照会の受付日 令和3年12月21日

11 公調委令和3年（イ）第11号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

(1) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人

(2) 審査請求のあった日 令和2年8月9日

(3) 意見照会の受付日 令和3年12月21日

12 公調委令和4年（イ）第1号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

(1) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人

(2) 審査請求のあった日 令和2年11月4日

(3) 意見照会の受付日 令和4年3月23日

13 公調委令和4年（イ）第2号事件

（道路事業及びこれに伴う農業用水路付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

(1) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人

(2) 審査請求のあった日 令和2年8月12日

(3) 意見照会の受付日 令和4年3月23日

14 公調委令和4年（イ）第3号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明

渡裁決に対する審査請求に関する意見照会)

- (1) 審査請求人 土地所有者兼関係人 1 社
- (2) 審査請求のあった日 平成28年 2 月24日
- (3) 意見照会の受付日 令和 4 年 3 月23日

第 2 節 令和 3 年度に係属した承認申請事案

令和 3 年度における承認申請事案の概要は、次のとおりである。

公調委令和 3 年（承）第 1 号事件

(採石権設定に関する九州経済産業局長採石法第 12 条決定承認申請)

申請人は、採石事業を行うため、申請地について、採石法第 9 条に基づく九州経済産業局長の許可を得て、土地所有者との間で採石権の設定について協議をしたが、協議が調わなかったため、令和 2 年 2 月 28 日付けで、九州経済産業局長に対し、同法第 12 条の規定に基づく採石権設定の決定申請をした。

九州経済産業局長は、令和 2 年 12 月 23 日、同法第 17 条に基づき、意見聴取会を開催し、申請人の代表者及び本件土地所有者の意見を聴取した上、申請地と同種の砂岩は鹿児島県に広く賦存していること、同局において需給調査を実施したところ、想定される需要については既存の採石場の採取岩石で十分まかなえること等から、採石権の強制設定による砂岩の採取について、土地所有権を制限することによる土地所有者の被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性があるとは現時点で認められないとし、申請を棄却する決定を行うべく、同法第 18 条の規定に基づき、令和 3 年 11 月 24 日付けで、公害等調整委員会の承認を求めてきたものである。

公害等調整委員会は、申請書及び添付一件書類を審査した結果、令和 4 年 3 月 30 日付けで、本件を承認する旨回答した。